更新講習修了確認までの流れ

免許状を更新するためには 次の2つの手続が必要です。



- 1. 修了確認期限までに大学などで更新講習を受講し、修了する
- 2. 教育委員会で修了確認を受ける

※H30. 3.31が修了確認 (有効)期限の方の場合

H28. 2. 1 受講期間(2年)

確認申請締切

H30.3.31

H30. 1.31

①修了確認期限または 有効期間の確認

旧免許状か新免許状かで 修了確認期限又は有効期 間の扱いが異なりますので ご注意下さい。

なお、栄養教諭は旧免許状でもさらに修了確認期限が違うため、最初に取得した免許が平成21年3月末までに授与された旧免許状所持者でも、栄養教諭免許の有無によって扱いが異なります。

②受講する講習の申込

③受講・修了

④更新講習 修了確認 教育委員会にお ける更新事務作 業期間(2ヶ月)

確認期限

大学などが開設する講習を 選び、申込を行います。 講習内容は文部科学省や各 大学のHPなどで情報提供を 行います。

更新講習HP

30時間の講習を修了! 次は修了確認申請を 行います。 更新完了!

次の10年間免許状は 有効です。

(注)次の修了確認期限は先の修了確認期 限の満了から10年後の年度末です。

次の修了確認期限は

平成34年3月31日か

INDEA DE LA COMP

a.受講申込

• • -

b.受講

受入決定

· c受講

e.修了確認申請

履修証明書

/ ` <mark>_____</mark> 修了確認証明書

f.修了確認

g.更新通知

最初の修了確認期限は平成30年3月31日か。

d.修了認定

大学(講習開設者)

勤務する学校の所在する 又は在住する都道府県の 教育委員会(免許管理者) 勤務する公立学校の所在する 市町村の教育委員会、 私立学校の所在する 都道府県の知事部局、 本人のいずれかあて